



新型NISAと金融商品の税務
～1億円を貯める投資信託の選び方

2024.8.28

スターチス税理士法人
代表 三田裕也

講師プロフィール



公認会計士・税理士

三田 裕也 (さんたゆうや)

◆スターチス税理士法人 代表

1989年12月24日生まれ。長野県出身。
早稲田大学政治経済学部卒業

大学卒業後、TAC株式会社にて、公認会計士講座の講師を務める。
担当科目は財務会計論、租税法。

講師業のほか、監査法人、コンサルティング会社において、法定監査、上場企業の内部統制、経理補助、上場準備会社のIPO支援等を行っていたが、もっと身近な個人、中小企業のサポートを行いたいとの思いから税理士として独立開業に至る。

趣味は野球、ゴルフ

<企業研修講師実績>

- ・みずほ証券株式会社
- ・丸紅株式会社
- ・一般社団法人 太陽光発電協会

目次

- 1. 基礎知識**
- 2. 上場株式等に関する税制**
- 3. 投資信託に関する税制**
- 4. 特定公社債に関する税制**
- 5. 新NISA**

基礎知識（1/8）

本研修における前提

株式等は**上場株式等**と一般株式（非上場や私募等）に分類されるが、本研修においては新NISAの対象となる上場株式等を対象とし、一般株式等は考慮外とする。
また上場株式等の中でも、以下を中心に解説する。

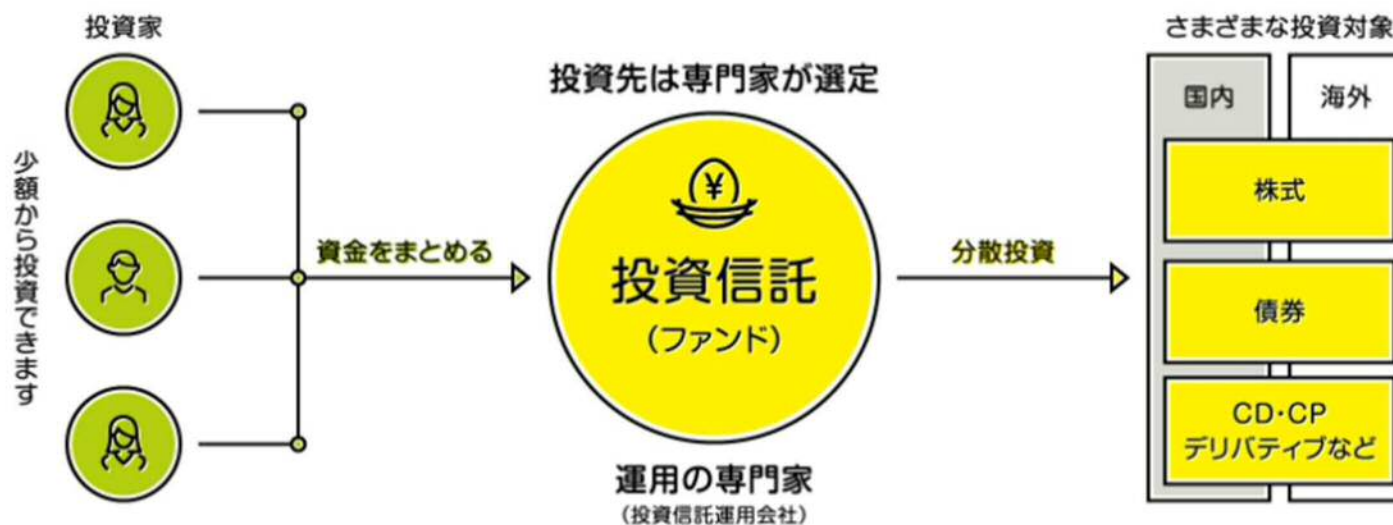
- ①上場株式（ETF、J-REIT等含む）
- ②投資信託（株式・公社債）
- ③特定公社債（国債・地方債、公募公社債等）

基礎知識 (2/8)

投資信託とは？

1. 意義

投資信託（ファンド）」とは、「投資家から集めたお金をひとつの大きな資金としてまとめ、運用の専門家が株式や債券などに投資・運用する商品で、その運用成果が投資家それぞれの投資額に応じて分配される仕組みの金融商品をいう。

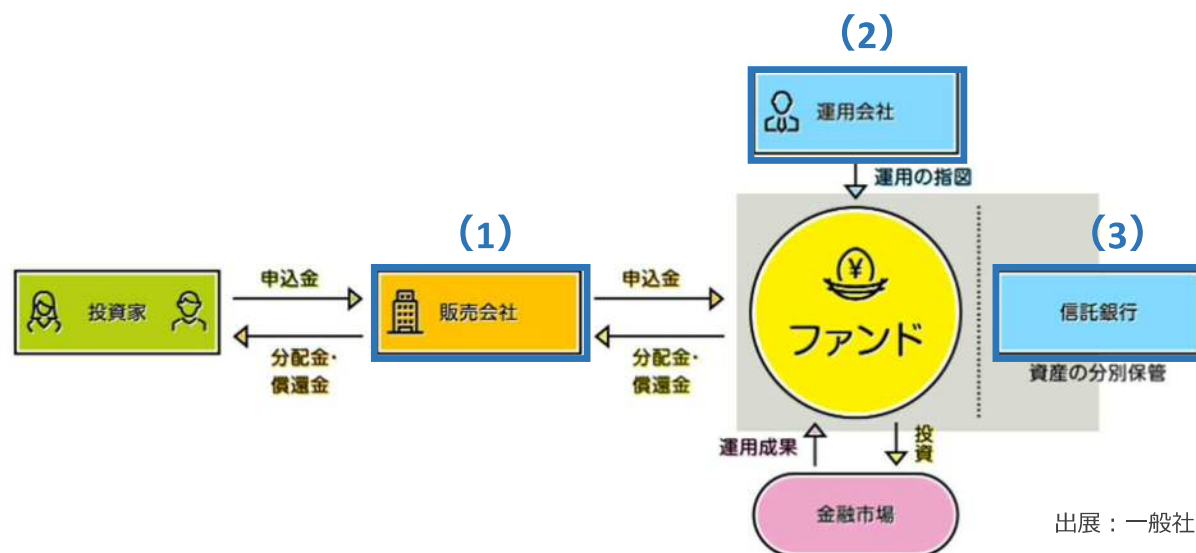


出展：一般社団法人 投資信託協会HP

基礎知識 (3/8)

2. 投資信託の仕組み

投資信託は「運用会社」で作られ、主に証券会社、銀行、郵便局などの「販売会社」を通じて販売され、多くの投資家からお金を集めます。投資家から集めたお金はひとつにまとめられ、資産管理を専門とする、「信託銀行」に保管してもらいます。運用会社は、集めたお金をどこにどうやって投資するのか考え、その投資の実行を、お金を管理している信託銀行に指図します。このことを運用指図といい、運用会社はその権限を持っています。そして、信託銀行は運用会社の指図を受けて、株や債券等の売買を行います。



出展：一般社団法人 投資信託協会HP

基礎知識 (4/8)

(1) 販売会社（証券会社、銀行など）の役割

投資家ごとの口座を管理し、投資信託の販売や換金、分配金・償還金の支払いなどを行います。また、投資家が資産運用する際の質問に答えたり、相談にのったりもします。いわば、投資家と投資信託をつなぐ「窓口」だと言えます。

(2) 運用会社の役割

投資信託を作り(設定)、投資家から集めた資金（信託財産）を運用します。
運用会社では、信託財産をどの資産にどうやって投資するのかを考え、信託銀行に対して運用を指図します。
投資信託を作り・運用する運用会社は、投資信託において最も重要な役割を果たしているといえるでしょう。
運用会社は投資信託の法律上、「委託者」と呼ばれます。

(3) 信託銀行の役割

投資家から集めた資産を大切に保管・管理します。
信託銀行は運用会社からの運用の指図に従って、株式や債券などの売買や管理を行います。なお、信託銀行では、投資家から集めた信託財産を自社の財産とは区別して保管・管理（分別管理）しており、投資信託の金庫番のような役割を果たしているといえるでしょう。
信託銀行は投資信託の法律上、「受託者」と呼ばれます。

基礎知識 (5/8)

3. 投資信託の分類

(1) 購入できるのはいつか

単位（ユニット）型：投資信託が立ち上がる期間(当初募集期間)にのみ購入できる投資信託
追加（オープン）型：原則的に、投資信託が運用されている期間中いつでも購入できる投資信託

(2) 払い戻しに応じるかどうか

オープンエンド型：原則的に、運用期間中払い戻しに応じる投資信託
クローズドエンド型：運用期間中、払い戻しに応じない投資信託

(3) 購入者

公募：多数の投資家に取得させることを目的とした投資信託
私募：機関投資家などのみに取得させたり、ごく少数の投資家に取得させることを目的とした投資信託

(4) 株式に投資できるかどうか

株式投資信託：約款に株式に投資できる旨が記載されている投資信託
公社債投資信託：約款に株式には投資しない旨が記載されている投資信託

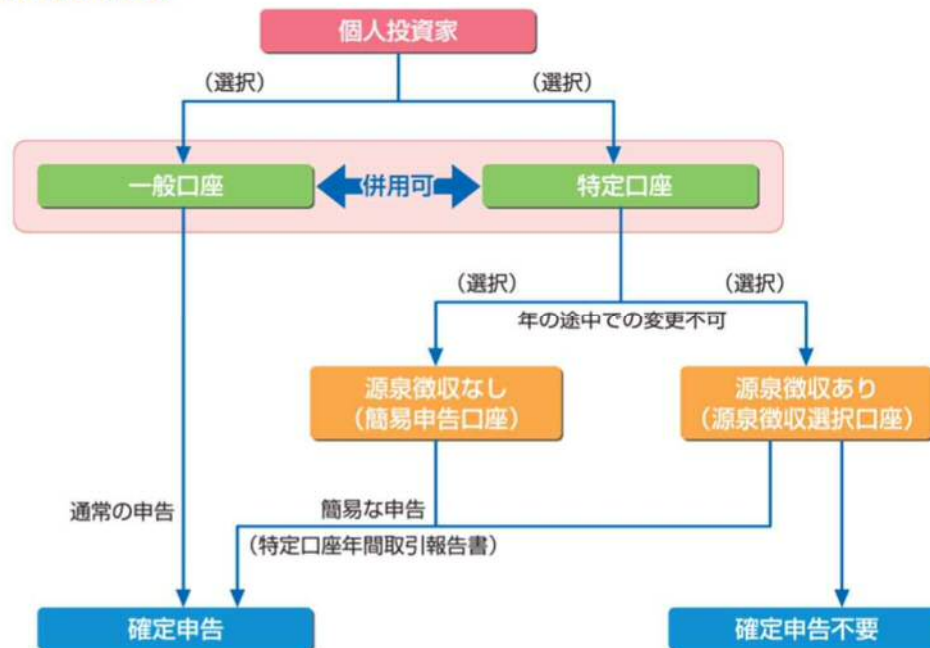
基礎知識 (6/8)

特定口座とは？

1. 意義

株式等の譲渡所得は、申告納税方式により投資家自らが株式等の譲渡所得等の金額を計算して、確定申告を行って納税するのが原則ですが、この手続きを軽減するために設けられた制度が「特定口座」です。

【特定口座制度の概要】



基礎知識 (7/8)

2. 概要

特定口座は、一般の取引口座とは別に設けられるもので、証券会社等が特定口座内の1年間の譲渡損益を計算し、計算結果は「[特定口座年間取引報告書](#)」にまとめられ、投資家に送付されます。投資家は、確定申告の際に、この「[特定口座年間取引報告書](#)」を譲渡に関する計算明細書の代わりにできるため、確定申告が簡易に行えます。

さらに、「[源泉徴収あり](#)」を選択した場合、その特定口座内の譲渡益や配当に対して一定の税率で証券会社等が源泉徴収（税金の天引き）を行うため、[特定口座内の上場株式等の譲渡益や配当等について確定申告をしなくてもよくなります](#)。

なお、「[源泉徴収あり](#)」の特定口座の源泉徴収税率（復興特別所得税含む）は、[20.315%](#)（所得税15.315%、住民税5%）です。

3. 特徴

- ① 「[源泉徴収あり](#)」の特定口座で確定申告をしないことにした場合、その株式等の譲渡益等や配当所得・利子所得の金額は、[所得税・住民税における配偶者控除や扶養控除等の適用の有無を判定する際の「合計所得金額」には含まれない](#)。
- ② 「[源泉徴収あり](#)」の特定口座の譲渡損益や配当所得・利子所得について、[確定申告をするかしないかは、確定申告時に選ぶことが可能](#)。
- ③ 他の上場株式等の譲渡損益との[損益通算を行う場合](#)や[損失の繰越控除を行う場合](#)は、「[源泉徴収あり](#)」の特定口座でも[確定申告が必要](#)。

基礎知識 (8/8)

4. Q&A

Q1 「源泉徴収あり」の特定口座で上場株式の売却益が200万生じている場合（その他の所得はなし）、確定申告を行わなくてよいか？

A1 確定申告を実施しなくとも良いが、確定申告をすることで税金の還付が可能。

(計算例)	単位：円
①譲渡所得	2,000,000
②所得控除（基礎控除）	480,000
③課税所得（①－②）	1,520,000
④所得税額（③×税率）	76,000（税率5%）
⑤源泉所得税額	300,000（売却益200万円×15%）
差引税額（④－⑤）	-224,000 ⇒ 還付税額

※税額は所得税のみを考慮

上記のように所得税・住民税のみであれば確定申告をした方が良いという判断となるが、以下の点に留意が必要となる。

- ① 確定申告を行うと、所得税・住民税における配偶者控除等の適用の有無を判定する際の「合計所得金額」に含まれ、**配偶者控除等の対象外となることがある**（申告不要を適用した場合は合計所得金額に含まない）。
- ② **国民健康保険料等の金額に影響が及ぶ点に注意が必要となる。**
- ③ 一度確定申告を行うと**後から申告不要とする更生の請求はできない。**

目次

1. 基礎知識
2. 上場株式等に関する税制
3. 投資信託に関する税制
4. 特定公社債に関する税制
5. 新NISA

上場株式等に関する税制 (1/9)

1. 配当金の課税

(1) 課税方法

上場株式等の配当については課税方法が3つあり、①**申告不要**、②**総合課税**、③**申告分離課税**から選択することとなる。

【上場株式等の配当金の課税関係】

項 目	課税制度	確定申告をしない (申告不要の特例)	確定申告をする	
			総合課税	申告分離課税
源泉徴収税率		20.315% (所得税15.315%、住民税5%)		
税率		－(源泉徴収税額の負担のみ)	所得税5%～45% 住民税10%	所得税15% 住民税5%
配当控除の適用		なし	あり	なし
上場株式等の譲渡損失との損益通算		なし		あり
合計所得金額への算入		含まれない	含まれる (配偶者・扶養控除や国民健康保険料等に影響する可能性)	

※発行済株式総数の3%以上を保有する大口株主等は申告不要・申告分離を選択することはできない。

出展：日本証券業協会 証券税制Q&A

上場株式等に関する税制 (2/9)

①選択肢1：申告不要

上場株式等の配当等については、金額の大小にかかわらず「申告不要」を選択できます。すなわち確定申告しません。結果として、配当等を受け取る時に源泉徴収された20.315%の税金（所得税15.315%・住民税5%）で終わらせたということになります。

②選択肢2：総合課税

「配当所得」として「総合課税」を選択します。（所得税は5～45%の累進税率と復興特別所得税・住民税は10%）。

「総合課税」により確定申告した場合は、日本法人から受ける配当等については法人税と所得税の二重課税排除のため「配当控除」の適用をすることができます（外国法人やJ-REITからの配当については配当控除の適用はありません）。

【上場株式の配当控除率】

配当控除の適用により所得税・住民税の実質的な税率が、下の表で示したパーセント分だけ引き下げられます（例えば、配当控除率が10%の場合、本来の適用所得税率が30%なら30%－10%で20%。）。

課税総所得金額	配当控除率	
1,000万円以下の場合	所得税の場合：配当所得の10%、住民税の場合：同2.8%	
1,000万円超の場合	配当所得のうち「課税総所得金額等－1,000万円」の部分…(A)	所得税の場合：配当所得の5% 住民税の場合：同1.4%
	配当所得のうち上記(A)以外の部分	所得税の場合：配当所得の10% 住民税の場合：同2.8%

出展：日本証券業協会 証券税制Q&A

なお、配当等について「総合課税」により確定申告した場合は、「上場株式等の売却損失との損益通算」の適用はありません。

③選択肢3：申告分離課税

「配当所得」として「分離課税」を選択します。「分離課税」とは、他の所得とは別に単独で税金計算する方法で、その税率は20.315%（所得税は15.315%・住民税5%）です。

上場株式等の配当等を「分離課税」により確定申告した場合は、上場株式等の売却損失と損益通算ができます。損益通算して税金計算し、配当等受取り時に源泉徴収された税金(20.315%)を精算することになります。

なお、「分離課税」により確定申告した場合は「配当控除」の適用はありません。

上場株式等に関する税制 (3/9)

(2) 課税方法の選択単位

① 申告不要

申告不要は、1回に支払を受ける配当ごとに選択が可能です。例えば、A銘柄の配当は「申告不要」B銘柄の配当は「確定申告する」という選択も可能です。また、C銘柄の中間配当は「申告不要」とし、期末配当は「確定申告する」という選択も可です。ただし、特定口座（源泉徴収ありを選択）内に受け入れた配当等は、特定口座ごとに選択することになります。

② 総合課税、または申告分離課税

確定申告する上場株式等の配当等については、その年について一部を「総合課税」一部を「分離課税」という選択はできません。「配当控除」を受けたいなら「総合課税により確定申告」し「売却損失との損益通算」を受けたいなら「分離課税により確定申告」することになります。

なお、特定口座（源泉徴収ありを選択）内に受け入れた上場株式等の配当等と同一の特定口座内の売却損失との相殺については、すでに同一の特定口座内で損益通算が行われているため損益通算の申告は不要です。

(3) 住民税の課税方法

配当等について所得税で「総合課税」による申告をした合（住民税については何も手続きを行わない）、住民税については自動的に所得税と同じ「総合課税」扱いとなります。

これに対し、住民税について「総合課税」以外の取扱い、例えば「申告不要」を受けたいなら「申告不要の住民税申告」を別途提出することで、所得税とは異なる課税方法の選択をすることが可能でしたが、令和5年分の配当等から、所得税と住民税で異なる課税方法を選択することができなくなっています。

上場株式等に関する税制 (4/9)

(4) 課税方法の選択

① 申告分離課税が有利となる場合

上場株式等の譲渡損失との損益通算や繰越控除の適用を受ける場合

② 総合課税が有利となる場合

課税所得金額が695万円未満の方は、**総合課税を選択**すればほかの課税方式よりも税率が低くなる。

<所得税率> ※住民税は一律10%

課税される所得金額	税率	控除額
1,000円 から 1,949,000円まで	5%	0円
1,950,000円 から 3,299,000円まで	10%	97,500円
3,300,000円 から 6,949,000円まで	20%	427,500円
6,950,000円 から 8,999,000円まで	23%	636,000円
9,000,000円 から 17,999,000円まで	33%	1,536,000円
18,000,000円 から 39,999,000円まで	40%	2,796,000円
40,000,000円 以上	45%	4,796,000円

源泉徴収税率20%（所得税15%、住民税5%、復興は考慮外）との比較

- ・ (所得税率20% - 配当控除率10%) + (住民税率10% - 配当控除率2.8%) = **17.2%** < **源泉税率20%**
- ・ (所得税率23% - 配当控除率10%) + (住民税率10% - 配当控除率2.8%) = 20.2% > 源泉税率20%

総合課税もしくは申告分離課税を選択した場合は、上記に加え以下の点にも留意する。

- ① 確定申告を行うと、所得税・住民税における配偶者控除等の適用の有無を判定する際の「合計所得金額」に含まれ、配偶者控除等の対象外となることがある（申告不要を適用した場合は合計所得金額に含まない）。
- ② 国民健康保険料等の金額に影響が及ぶ点に注意が必要となる。
- ③ 一度確定申告を行うと後から申告不要とする更生の請求はできない。

上場株式等に関する税制 (5/9)

(5) 外国上場株式の配当金

日本国内に居住している個人投資家が受け取る外国株式の配当金は、その配当金が生じた国と日本との間で租税条約が締結されている場合、租税条約に基づいてその国で外国所得税が源泉徴収されます。一方、租税条約が締結されていない国の場合は、その国の税法に基づいて源泉徴収されます。

例えば、米国との間では日米租税条約が締結されており、米国株式の配当金に対しては原則として米国で10%の源泉徴収が行われます。外国上場株式の配当金が日本国内の証券会社等を通じて支払われる際には、国内株式と同様に、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の税率で源泉徴収されます。源泉徴収は、外国で徴収された税額（外国税額）を差し引いた金額に対して行われます。なお、外国上場株式の配当については国際間の二重課税を調整するために、「外国税額控除」の適用があります。

【外国税額控除の控除額】

所得税の控除額…次の①、②のうち、どちらか少ない金額

- ① その年に納付することになる一定の外国所得税の額
- ② その年分の所得税の額（税額控除後）×その年分の国外所得総額÷その年分の所得総額

※所得税における外国税額控除額の控除限度額を超えて外国所得税を納付した場合には、その超えた金額について、一定の算式で計算した金額が住民税から差し引けます。

上場株式等に関する税制（6/9）

2. 売却益の課税

$$\text{譲渡収入金額} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用等}) = \text{譲渡損益}$$

(1) 譲渡収入金額

株式の売却代金

※「源泉徴収あり」の特定口座を通じて売却した場合は、源泉徴収前の金額です。

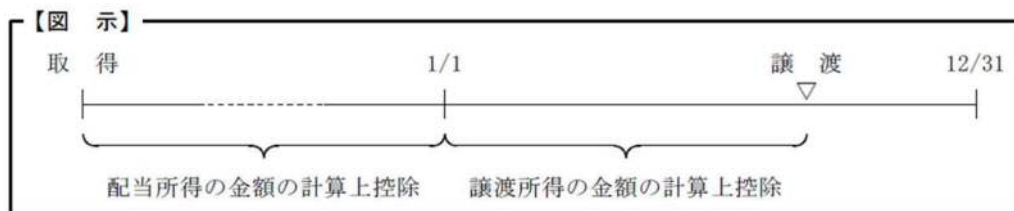
(2) 取得費（移動平均法）

- ・購入した株式：購入代金に、購入時の委託手数料および消費税等を加えた金額
- ・相続（限定承認を除く）または贈与によって取得した株式：原則として、被相続人または贈与をした人の取得費を引き継ぐ。
※取得費が不明の場合は、その株式等の売却代金の5%相当額を取得費とすることができます。

(3) 譲渡費用等

売却時の委託手数料および消費税等です。

※「売却した株式等を取得するために要した負債の利子で、その売却した年に支払う金額のうち所有期間に対応する金額」も、譲渡収入から差し引けます。なお、当年に譲渡した株式等に係る負債の利子の取り扱いは以下のとおりとなります。



上場株式等に関する税制（7/9）

（4）課税方法

株式の譲渡益は、一般的には「上場株式等の譲渡所得等」として申告分離課税の対象となります。税率は20.315%（所得税15.315%、住民税5%）です。

★確定申告の手続き

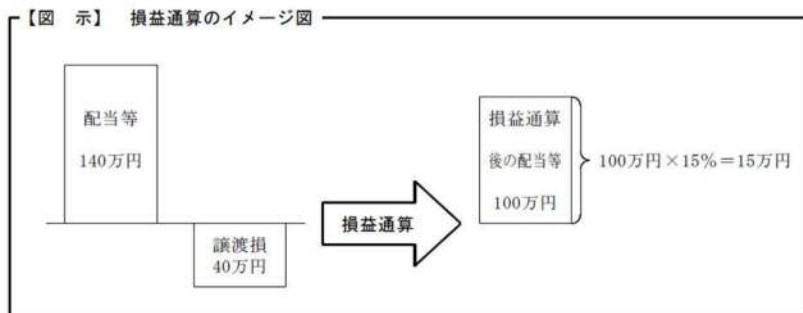
所得税の確定申告は、確定申告書に「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」を添付して行います。証券会社等に特定口座を開設している場合は、計算明細書に代えて特定口座年間取引報告書を用いることもできます。

なお、給与所得者で課税関係が年末調整で終了する（確定申告を行わない）場合、給与所得・退職所得以外の所得の合計額が年間で20万円以下であれば、所得税の確定申告はしなくてもかまいません（住民税の確定申告は必要です。）。

上場株式等に関する税制 (8/9)

3. 損益通算

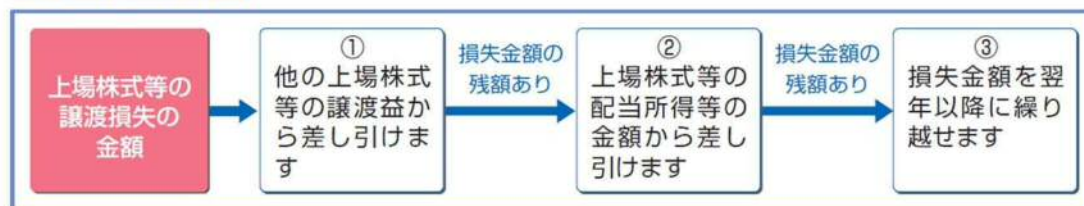
上場株式等の譲渡損失の金額は、上場株式等の配当所得等（申告分離課税を選んだものに限ります。）から差し引けます（原則として確定申告が必要）。それでもなお損失の金額が残る場合は、「上場株式等の譲渡損失の繰越控除」（後述）の適用が受けられます（確定申告が必要）。一方、「上場株式等の譲渡損失の繰越控除」の適用を受けている譲渡損失も、各年分の申告分離課税を選んだ上場株式等の配当所得の金額から差し引けます。



上場株式等の譲渡損失は、他の上場株式等の譲渡益から差し引けますが、給与所得や雑所得といった他の所得からは差し引けません。

また、特定公社債や公社債投資信託等の利子や分配金を確定申告（申告分離課税を選んだものに限ります。）することにより、上場株式等の譲渡損失の金額や特定公社債等の譲渡損失の金額と損益通算を行うことができます。

【譲渡損失の控除手順】



上場株式等に関する税制 (9/9)

4. 損失の繰越控除

上場株式等を譲渡した際に生じた譲渡損失は、その年の上場株式等の譲渡益や、申告分離課税を選んだ上場株式等の配当所得の金額や特定公社債等の利子所得の金額から差し引く（控除する）ことができますが、それでもなお損失の金額が残る場合には、その金額を、翌年以降3年間にわたって上場株式等の譲渡益や、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額等から差し引く（繰越控除する）ことができます。

【繰越控除のイメージ】

	今年	1年目	2年目	3年目	4年目
譲渡損益	▲200万円	20万円	100万円	50万円	30万円
繰越損失		▲200万円	▲180万円	▲80万円	× 繰り越せません
控除後損失		▲180万円	▲80万円	▲30万円	

繰越控除の適用を受けるためには、損失が控除しきれるまで毎年（株式等を譲渡しなかった年にも欠かさずに）、確定申告をする必要があります。



なお、配偶者控除等の適用有無の判定の基礎となる「合計所得金額」は、繰越控除適用前の金額で計算します。つまり、場合によっては配偶者控除・扶養控除等の適用要件や国民健康保険料等の金額に影響が及ぶ点に注意が必要です。

目次

1. 基礎知識
2. 上場株式等に関する税制
3. 投資信託に関する税制
4. 特定公社債に関する税制
5. 新NISA

投資信託に関する税制 (1/4)

1. 株式投資信託の収益分配金の課税

(1) 課税方法

上場株式等の配当と同様である。

【公募株式投資信託の収益分配金の課税関係】

課税制度 項目	確定申告をしない (申告不要の特例)	確定申告をする	
		総合課税	申告分離課税
源泉徴収税率	20.315% (所得税15.315%、住民税5%)		
税率	-(源泉徴収税額の負担のみ)	所得税5%~45% 住民税10%	所得税15% 住民税5%
配当控除の適用	なし	あり	なし
上場株式等の譲渡損失との損益通算	なし		あり
合計所得金額への算入	含まれない	含まれる (配偶者・扶養控除や国民健康保険料等に影響する可能性)	

出展：日本証券業協会 証券税制Q&A

投資信託に関する税制 (2/4)

(2) 配当控除

【公募株式投資信託の配当控除率】

外貨建資産割合 \ 株式組入割合	50%超	25%超50%以下	25%以下
50%以下	所得税 5% (2.5%) 住民税 1.4% (0.7%)	所得税 2.5% (1.25%) 住民税 0.7% (0.35%)	適用なし
50%超75%以下			
75%超			

出展：日本証券業協会 証券税制Q&A

() 内の数字は、課税総所得金額等から配当所得を控除した金額が1,000万円超の場合の配当控除率です。

(3) 普通分配金と特別分配金（元本払戻金）※オープン型のみ

① 取り扱い

普通分配金は配当所得として課税されますが、元本払戻金（特別分配金）は元本の払戻しとみなされるため非課税です。どのように区分されるかは、投資家ごとの「個別元本」の水準に応じて決まります。個別元本は投資家ごとに（取得時期や取得口数によって）異なるため、課税額も投資家ごとに異なります。

投資信託に関する税制 (3/4)

② 具体例

《前提条件》

Aさん、Bさん、Cさんが、それぞれ同じ投資信託を1口ずつ保有しているとします。
その投資信託が決算を迎えて、1口当たり2,000円の分配金が支払われました。
なお、分配前の基準価額は12,000円でした。

- ① 分配前の基準価額…12,000円
- ② 分配後の基準価額…10,000円 (=①-分配金2,000円)
- ③ 投資家ごとの個別元本 (分配金が支払われる前)
Aさんの個別元本：9,000円 Bさんの個別元本：11,000円 Cさんの個別元本：13,000円

【Aさんの場合】

分配前の基準価額12,000円 > 分配後の基準価額10,000円 > Aさんの個別元本9,000円

→ 2,000円全額が普通分配金になります。

【Bさんの場合】

分配前の基準価額12,000円 > Bさんの個別元本11,000円 > 分配後の基準価額10,000円

→ 2,000円のうち1,000円は普通分配金になり、残りの1,000円は(元本の払戻しとみなされて)元本払戻金(特別分配金)(非課税)になります。

【Cさんの場合】

Cさんの個別元本13,000円 > 分配前の基準価額12,000円 > 分配後の基準価額10,000円

→ 2,000円全額が(元本の払戻しとみなされて)元本払戻金(特別分配金)(非課税)になります。

【期中分配金の取扱い】



項目	投資家	Aさん	Bさん	Cさん
分配前の個別元本		9,000円	11,000円	13,000円
普通分配金		2,000円 (全額)	1,000円	なし
元本払戻金 (特別分配金)		なし	1,000円	2,000円 (全額)
分配後の個別元本 (個別元本の修正)		9,000円 (修正なし)	10,000円 (1,000円引き下げ)	11,000円 (2,000円引き下げ)

出展：日本証券業協会 証券税制Q&A

投資信託に関する税制（4/4）

2. 株式投資信託の換金・償還時の課税

上場株式等の譲渡と同様である。

株式投資信託の換金方法には、「解約請求」と「買取請求」の2種類があります。信託契約を解約することによる換金方法が「解約請求」、受益権を販売会社（証券会社等の金融機関）に買い取ってもらうことによる換金方法が「買取請求」です。

いずれの方法にせよ、その換金差益の課税は「上場株式等の譲渡益」と同様です（償還による場合も同様です。）。

3. 公社債投資信託の課税

特定公社債（後述）と同様である。

ただし、分類は以下のようになります。

- ・ 公社債投資信託の収益分配金：利子所得
 - ※株式投資信託は配当所得
- ・ 換金、償還差損益は上場株式等の譲渡所得等として申告分離課税

目次

1. 基礎知識
2. 上場株式等に関する税制
3. 投資信託に関する税制
4. 特定公社債に関する税制
5. 新NISA

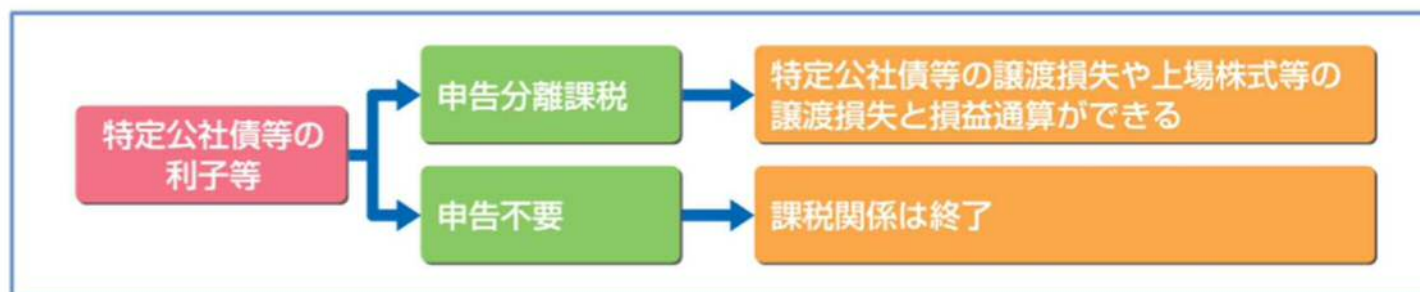
特定公社債に関する税制

1. 特定公社債の利子の課税

(1) 課税方法

特定公社債（国債、地方債、公募公社債など）の利子については課税方法が2つあり、①**申告不要**、②**申告分離課税**から選択することとなる。上場株式等の配当と異なり**総合課税による課税はなし**。

なお、**申告分離課税**の方法により確定申告すると、特定公社債等の利子等は、特定公社債等の譲渡損失や上場株式等の譲渡損失と損益通算することができます（上場株式等の配当等と同じ）。



(2) 配当控除

上場株式等の配当等と異なり配当控除の適用はなし（二重課税ではない）

2. 特定公社債の譲渡・償還時の課税

上場株式等の譲渡と同様である。

まとめ

利益の種類	区分	取り扱い
インカムゲイン	上場株式等の配当	源泉徴収20.315% (所得税15.315% + 住民税5%) ①申告不要 ②総合課税 + 配当控除 ③申告分離 + 損益通算
	株式投資信託の収益分配金	
	公社債投資信託の分配金 特定公社債の利子	源泉徴収20.315% (所得税15.315% + 住民税5%) ①申告不要 ②申告分離 + 損益通算
キャピタルゲイン	上場株式等の譲渡益	源泉徴収20.315% (所得税15.315% + 住民税5%) 申告分離のみ
	株式投資信託の譲渡益	
	公社債投資信託の分配金 特定公社債の譲渡益	

目次

1. 基礎知識
2. 上場株式等に関する税制
3. 投資信託に関する税制
4. 特定公社債に関する税制
5. 新NISA

NISAとは？

NISA（ニーサ）は、少額からの投資を行う方のために2014年1月にスタートした「少額投資非課税制度」です。イギリスのISA（Individual Savings Account=個人貯蓄口座）をモデルにした日本版ISAとして、NISA（ニーサ・Nippon Individual Savings Account）という愛称がつけられました。

運用益（売却益・配当/分配金）が非課税

通常、株式や投資信託などの金融商品に投資をした場合、これらを売却して得た利益や受け取った配当に対して約20%の税金がかかります。

一方で、NISA口座で投資した金融商品から得られる利益は非課税になります。ただしNISA口座で投資できる上限金額は決まっています。



出展：金融庁HP

従来のNISA

	 一般NISA	 つみたてNISA	 ジュニアNISA
非課税対象	売却金・配当金・分配金など		
商品	上場株式、投資信託など	長期の積立・分散投資に適した商品ラインアップ	上場株式、投資信託など
上限	年間120万円	年間40万円 (月々約3.3万円)	年間80万円
非課税期間	5年間	20年間	5年間
投資方法	制限なし	積立投資のみ	制限なし
引き出し	制限なし		18歳以降
対象年齢	18歳以上		0～17歳

出展：野村証券HP

新NISA

	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
非課税保有期間	無制限		無制限
制度 (口座開設期間)	恒久化		恒久化
年間投資枠	120万円		240万円
非課税保有限度額 (総枠)	1,800万円		1,200万円(内数)
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した 一定の投資信託 (金融庁の基準を満たした投資信託に限定)		上場株式・ 投資信託等 ※
対象年齢	18歳以上		18歳以上

出展：金融庁HP

NISA制度比較表

項目	IBNISA		現行NISA	
	つみたてNISA	一般NISA	つみたて投資枠	成長投資枠
最大利用可能額	800万円	600万円	1,800万円 内数として 1,200万円	
年間投資上限額	40万円	120万円	120万円	240万円
非課税保有期間	最大20年	最大5年	無期限	
制度選択	併用不可		併用可	
制度実施期間	～2023年末		2024年1月～制度恒久化	
対象年齢	18歳以上		18歳以上	
購入方法	積立	スポット・積立	積立	スポット・積立
対象商品	長期・積立・分散投資に適した一定の投資信託	国内および外国の上場株式・ETF・公募株式投信・REIT等	つみたてNISAと同じ	国内および外国の上場株式・ETF・公募株式投信・REIT等 (一部対象除外あり)
ロールオーバー(移管)	不可	可	不要 ※現行NISAからのロールオーバーも不可	

Point 1 年間投資上限額の引き上げ

旧NISAでは、つみたてNISAが年間40万円、一般NISAが年間120万円が投資額の上限でしたが、現行NISAでは、つみたて投資枠が年間120万円、成長投資枠が年間240万円まで、年間投資上限額が引き上げられました。

つみたてNISA→つみたて投資枠

一般NISA→成長投資枠



Point 2 「つみたて投資枠」と「成長投資枠」の併用が可能

2023年までのNISA制度では「つみたてNISA」と「一般NISA」は選択制で併用することはできませんでしたが、新NISAで設けられた「つみたて投資枠」と「成長投資枠」は併用することが可能です。



※つみたて投資枠の月の上限は10万円まで
成長投資枠は一括で240万円/年まで投資可能

Point 3 非課税保有期間が無期限

旧NISAは、一般NISAは5年間、つみたてNISAは20年間の非課税期間でしたが、現行NISAではともに無期限となり、保有期間に関係なく非課税で運用が可能となりました。また、これまでの一般NISAでは非課税保有期間が終わる5年後には、売却がロールオーバーの手続きが必要でしたが、現行NISAではこれらの手続きが不要になりました。



Point 4 生涯非課税限度額の設定

NISAでは、1人あたり合計1,800万円の生涯非課税限度額が設定され、成長投資枠ではそのうち最大1,200万円まで利用可能です。

旧NISA

つみたてNISA

最大 **800万円**
(40万円×20年)

一般NISA

最大 **600万円**
(120万円×5年)

現行NISA

つみたて投資枠
最大 **1,800万円**

成長投資枠

1,800万円のうち **1,200万円**まで
成長投資枠として使用可能

※非課税保有限度額は、成長投資枠の利用分だけつみたて投資枠が少なくなります。

☑ 非課税保有限度額（総枠）の再利用が可能！



2024年からのNISAでは、商品を売却した場合、翌年以降売却した商品の簿価（取得金額）の分だけ非課税投資枠が復活し、再利用が可能になります。

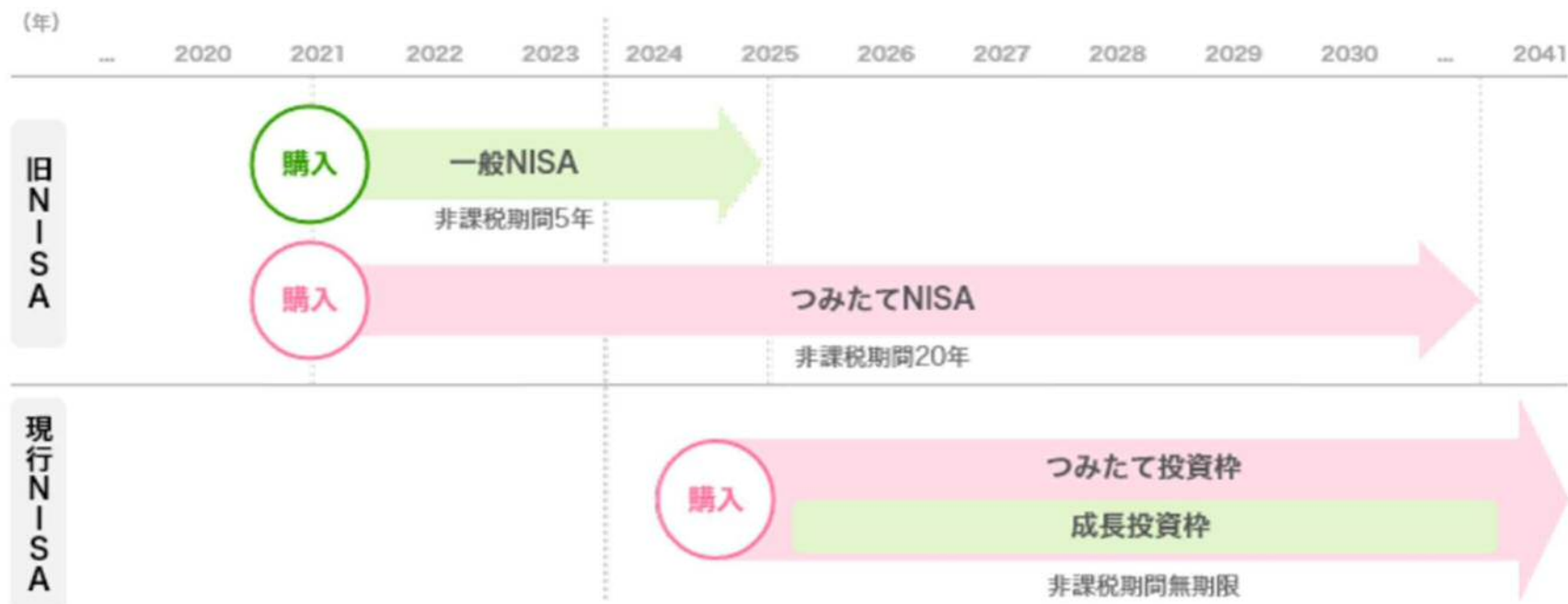


- ・年間投資枠と非課税保有限度額（総枠）は、簿価をもとに計算されます。
- ・上記の例では、売却した場合、翌年復活する金額は簿価の100万円です。
- ・NISA口座で保有している商品を売却した場合に損益がなくなるということではありません。

Point 5 旧NISAと現行NISAは別口座

現行NISA開始後も、旧NISAで持っている商品の非課税期間はそのまま保有可能！

旧NISAで持っている商品の購入時から一般NISAは5年間、つみたてNISAは20年間、そのまま非課税で保有可能で、売却も自由です。また、これまでのNISA枠は新しいNISAの生涯非課税限度額には含まれないので、2024年からの1,800万円の非課税限度額と別カウントになります。



新NISAの相続税

1. 相続人の新NISA口座への移管について

被相続人がNISAで保有していた株式等は、被相続人のNISA口座へ移管することはできません（非課税の運用の継続は不可）。被相続人がNISA口座で株式等を保有していた場合、配当・売買益が非課税となるのは亡くなった日（相続発生日）までで、相続人に移管したのちは通常の口座（一般・特定）に引き継がれ、その日以降に相続人が受け取る配当や売買益は課税対象となります。

2. 新NISAも相続税の課税対象財産となる

口座の名義人が死亡した際に証券口座にて運用を行っていた際には、相続財産とカウントし相続税の課税対象財産になります。

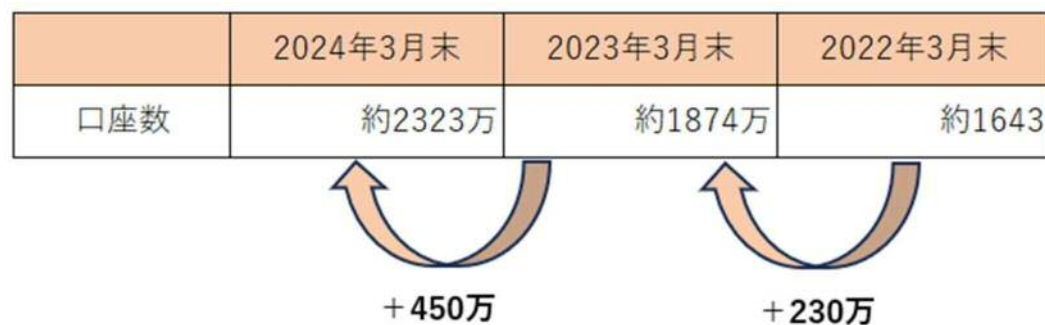
新NISA（積立投資枠・成長投資枠）でも通常の上場株式でも、相続時の評価方法は変わりません。

以下の4つの評価方法から最も低い金額が1株あたりの評価額になります。

- ・亡くなった日の株価の終値
- ・亡くなった日の月の平均終値
- ・亡くなった日の前月の平均終値
- ・亡くなった日の前々月の平均終値

なお、被相続人は上記相続発生時の時価を取得価額として引き継ぐこととなります。

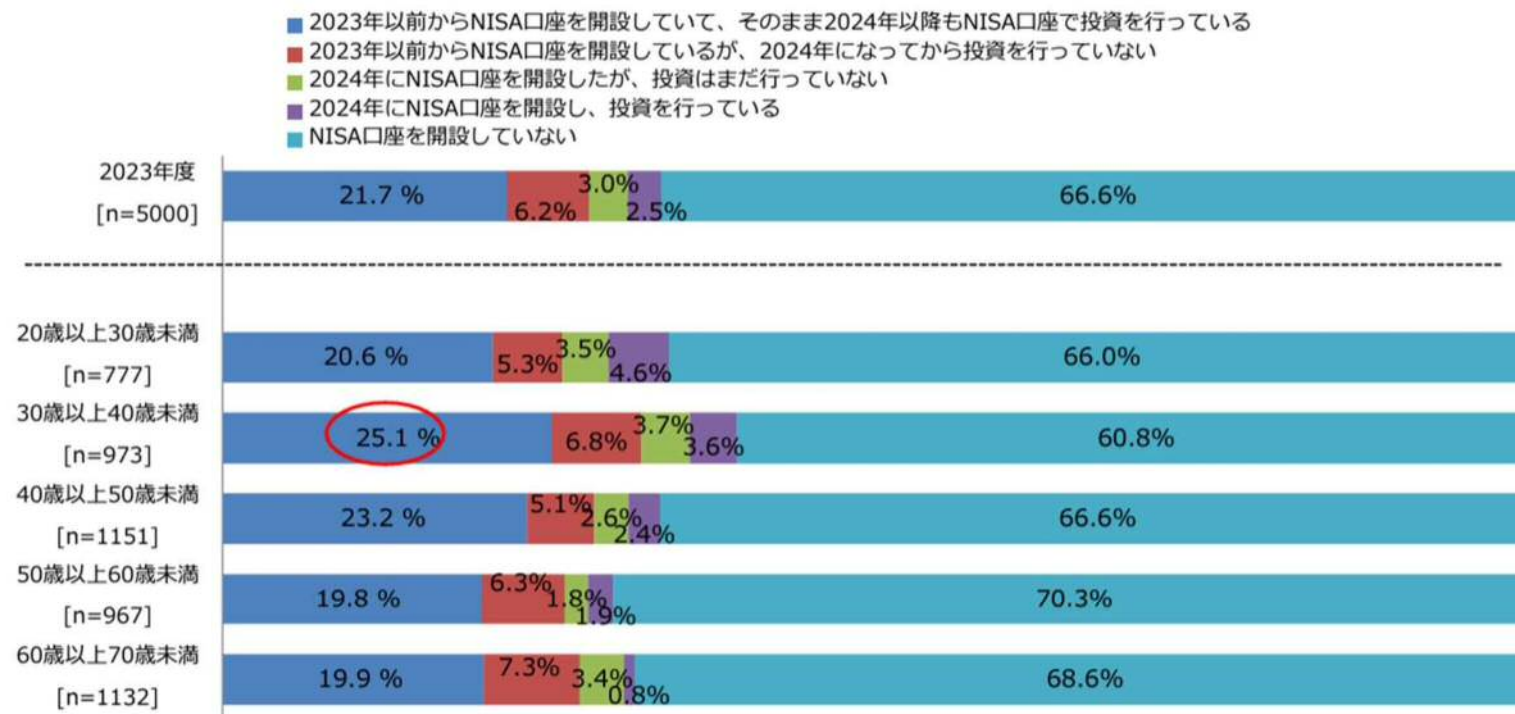
新NISAの利用率は？



引用：金融庁「NISA口座の利用状況調査」

18歳以上の人口を1億500万人とすると，NISA利用率は約22%

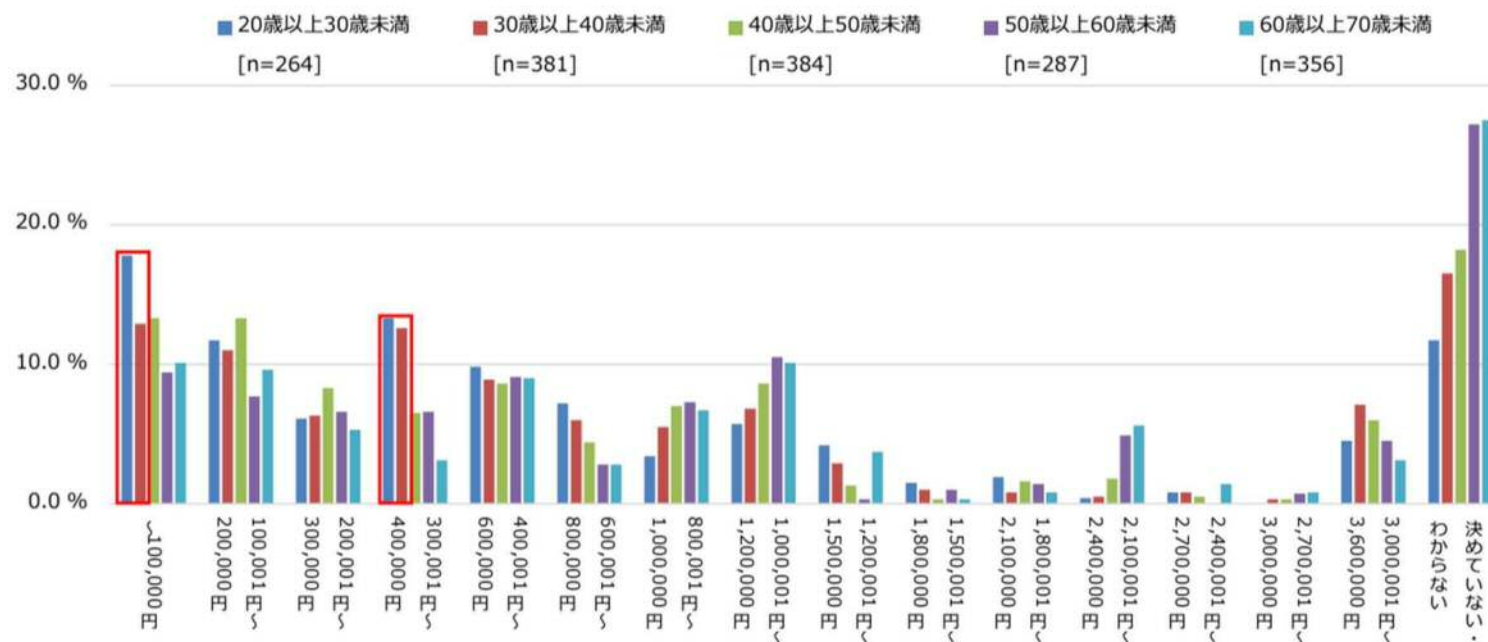
新NISAの利用率（年齢別）



出展：日本証券業協会

- ⇒ NISA開設・投資状況を年代別で見ると、「2023年以前から口座を開設し現在も投資を行っている」層は30代が最も多く、4人に1人が該当する。
- ⇒ 全ての年代でNISA口座を開設している層は3~4割。

新NISAの投資予定額（年齢別）

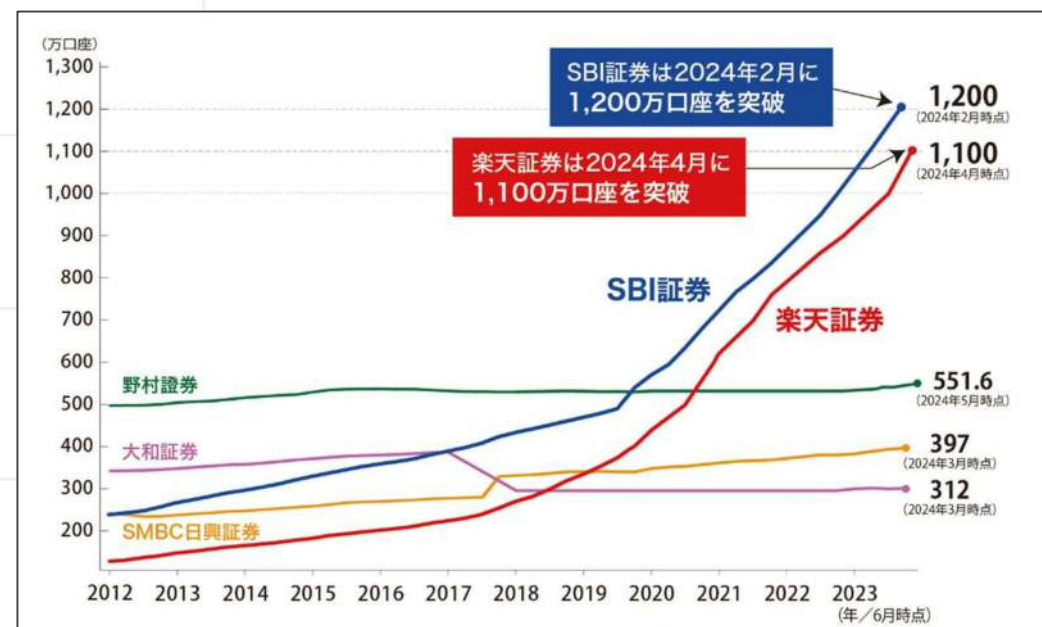


出展：日本証券業協会

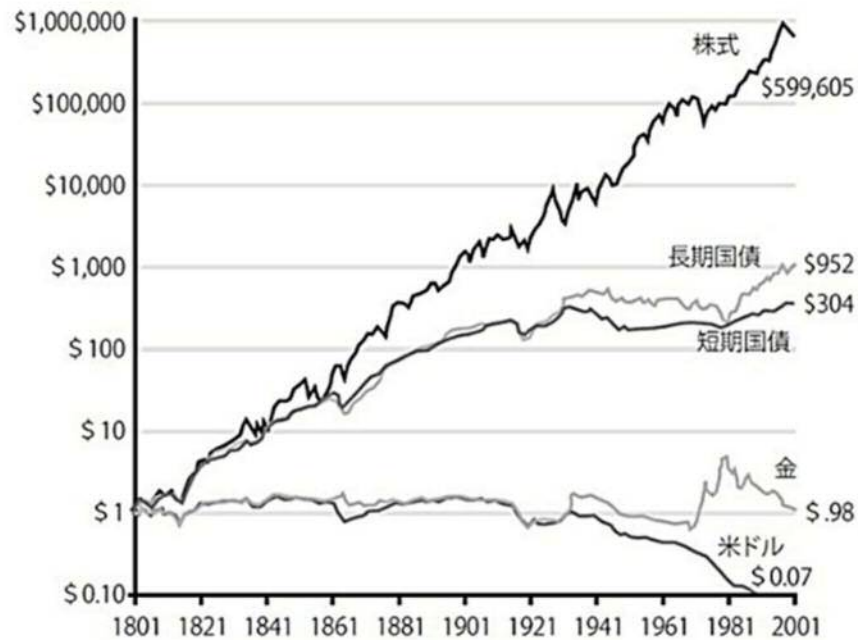
⇒ NISAの年間投資額を年代別にみると、20~30代の若年層では「~100,000円」「300,001円~400,000円」が高い。

証券口座数ランキング

順位	社名	証券総合口座数
1位	 SBI証券	1,168万6,000口座 ※1
2位	 Rakuten 楽天証券	1,020万口座
3位	 野村証券	544万8,000口座 ※2 (547万6,000口座)
4位	 SMBC日興証券	340万9,000口座 (288万2,000口座)
5位	 大和証券 Daiwa Securities	310万6,000口座 ※2 (364万1,000口座)



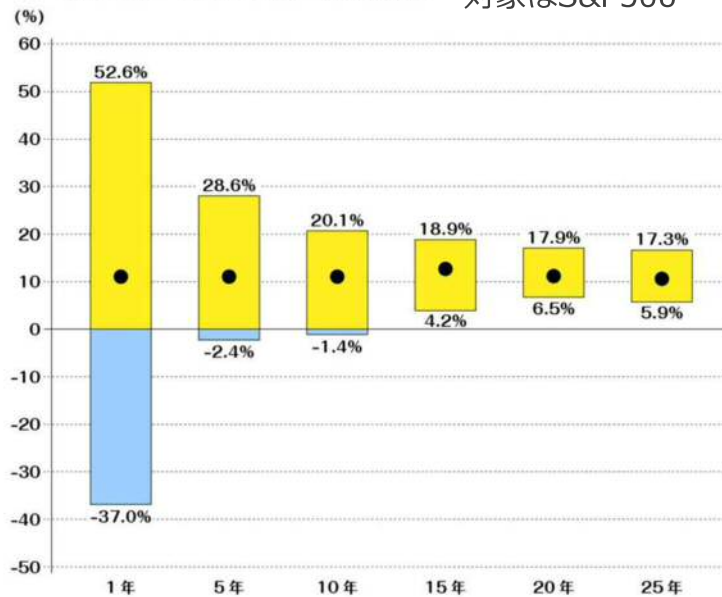
投資対象に何を選ぶか？



出所：『株式投資第4版』（ジェレミー・シーゲル／日経BP出版）
※実質トータルリターン

過去のリターン

株式投資の運用期間と年平均リターンの検証データ
(1950~2017年) ※●は平均値 対象はS&P500



ウォール街のランダム・ウォーカー<原著第12版> 株式投資の不滅の真理 (日本経済新聞出版)



つみたて投資枠と成長投資枠の使用方法

1. 基本はつみたて投資枠（月の上限10万円）

つみたて投資枠で1,800万円を埋めることも可能であるため、まずはつみたて投資枠の上限まで埋めていく。

2. 成長投資枠を使う場面

(1) さらに追加投資したい場合

つみたて投資枠は月10万円が上限であるため、それ以上の入金力がある場合は、成長投資枠で投資する。

(2) 積立ではなくスポット購入したい場合

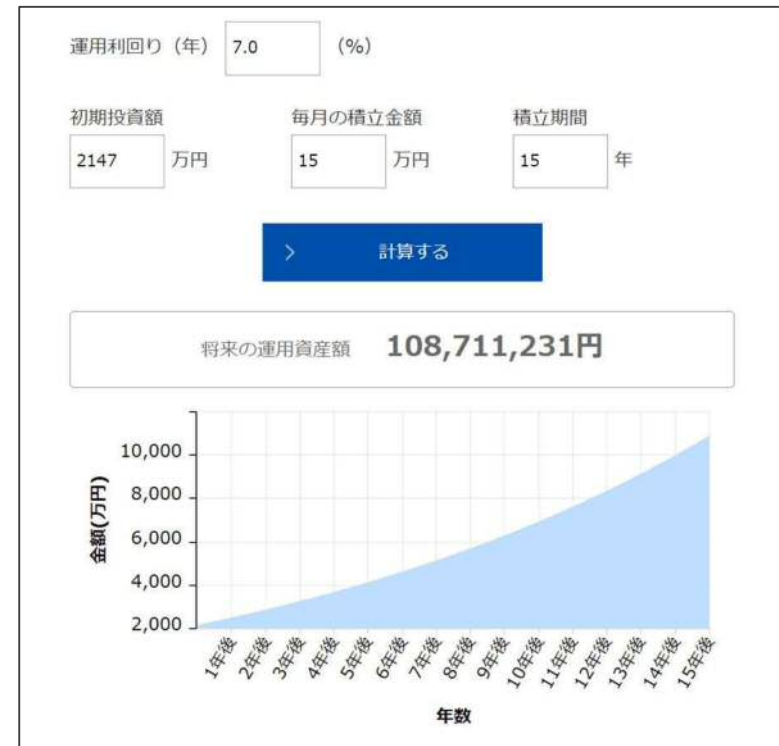
(3) 成長投資枠でしか選べない銘柄を購入したい場合

成長投資枠の方が、つみたて投資枠で投資できる投資商品より選択肢が広い。

シミュレーション1

楽天証券 <https://www.rakuten-sec.co.jp/web/fund/saving/simulation/?s=3#>

アセットマネジメントOne <https://www.am-one.co.jp/shisankeisei/simulation.html>



シミュレーション2

年利：7%と仮定（過去30年のS&P500の平均リターン）

投資期間：20年

投資金額：4,500万円

投資利益累計：約6,400万円（税引前）

ランキング（投資信託） 買い付け金額

順位	ファンド名	委託会社	基準価額 (前日比)	純資産 (億円)	積立	100 円 投資	再 投資	アセッ トタイ プ	ファンドスコア (3年) (楽天証券分類)
1	eMAXISlim米国株式 (S&P500)	三菱UFJ アセット	29,620 円 (-178 円)	50304.64	○	○	○	海外株 式	5 米国株式-為替ハ ッジ無し
2	eMAXISlim全世界株 式(オールカントリー)	三菱UFJ アセット	24,754 円 (-87 円)	39164.37	○	○	○	海外株 式	5 先進国・新興国株 式(広域)-為替 ハッジ無し
3	楽天・S&P500イ ンデックス・ファンド	楽天	13,185 円 (-79 円)	2558.62	○	○	○	海外株 式	- 米国株式-為替ハ ッジ無し
4	楽天・オールカントリー株式イ ンデックス・ファンド	楽天	12,783 円 (-54 円)	1892.09	○	○	○	海外株 式	- 先進国・新興国株 式(広域)-為替 ハッジ無し
5	楽天・全米株式インデ ックス・ファンド	楽天	29,952 円 (-171 円)	15591.43	○	○	○	海外株 式	5 米国株式-為替ハ ッジ無し
6	iFreeNEXTFANG+イ ンデックス	大和	56,293 円 (-278 円)	2529.23	○	○	○	海外株 式	3 米国株式-為替ハ ッジ無し
7	楽天・NASDAQ-100イ ンデックス・ファンド	楽天	11,507 円 (-80 円)	477.18	○	○	○	海外株 式	- 米国株式-為替ハ ッジ無し
8	eMAXISlim国内株式 (TOPIX)	三菱UFJ アセット	20,103 円 (-287 円)	2105.25	○	○	○	国内株 式	5 国内株式
9	<購入・換金手数料な し>ニッセイNASDAQ100 インデックスファンド	ニッセイ	17,078 円 (-119 円)	1895.9	○	○	○	海外株 式	- 米国株式-為替ハ ッジ無し
10	eMAXISlim全世界株 式(除く日本)	三菱UFJ アセット	25,031 円 (-72 円)	5266.29	○	○	○	海外株 式	5 先進国・新興国株 式(広域)-為替 ハッジ無し

ランキング（投資信託）リターン

順位	ファンド名	委託会社	騰落率		
			6カ月	1年	3年
1	eMAXISlim米国株式 (S&P500)	三菱UFJアセット	20.98	31.37	21.04
2	eMAXISlim全世界株式(オルカントリー)	三菱UFJアセット	17.99	26.7	17.39
3	楽天・S&P500インデックス・ファンド	楽天	21	---	---
4	楽天・オルカントリー株式投資ファンド	楽天	18.01	---	---
5	楽天・全米株式インデックス・ファンド	楽天	18.56	30.17	19.18
6	iFreeNEXTFANG+インデックス	大和	25.46	55.35	29.65
7	楽天・NASDAQ-100インデックス・ファンド	楽天	18.13	---	---
8	eMAXISlim国内株式 (TOPIX)	三菱UFJアセット	6.46	22.32	15.15
9	<購入・換金手数料なし>ニッセイNASDAQ100インデックス・ファンド	ニッセイ	18.14	36.25	---
10	eMAXISlim全世界株式(除く日本)	三菱UFJアセット	18.71	26.89	17.53

ランキング（投資信託）手数料

順位	ファンド名	委託会社	手数料	管理費用 (税込)	アセットタイプ
1	eMAXISlim米国株式(S&P500)	三菱UFJア ット	なし 注) 金融商品仲介業者 (IFA) と 契約のお客様は下記「IFA手 数料」が適用されます。	0.09372%	海外株式
2	eMAXISlim全世界株 式(オルカン)	三菱UFJア ット	なし 注) 金融商品仲介業者 (IFA) と 契約のお客様は下記「IFA手 数料」が適用されます。	0.05775%	海外株式
3	楽天・S・P・500イ ンデックス・ファンド	楽天	なし 注) 金融商品仲介業者 (IFA) と 契約のお客様は下記「IFA手 数料」が適用されます。	0.077%	海外株式
4	楽天・オルカン株式イン デックス・ファンド	楽天	なし 注) 金融商品仲介業者 (IFA) と 契約のお客様は下記「IFA手 数料」が適用されます。	0.0561%	海外株式
5	楽天・全米株式インデ ックス・ファンド	楽天	なし 注) 金融商品仲介業者 (IFA) と 契約のお客様は下記「IFA手 数料」が適用されます。	0.162%	海外株式

6	iFreeNEXTFANG+イン デックス	大和	なし 注) 金融商品仲介業者 (IFA) と 契約のお客様は下記「IFA手 数料」が適用されます。	0.7755%	海外株式
7	楽天・NASDAQ-100イ ンデックス・ファンド	楽天	なし 注) 金融商品仲介業者 (IFA) と 契約のお客様は下記「IFA手 数料」が適用されます。	0.198%	海外株式
8	eMAXISlim国内株式 (TOPIX)	三菱UFJア ット	なし 注) 金融商品仲介業者 (IFA) と 契約のお客様は下記「IFA手 数料」が適用されます。	0.143%	国内株式
9	<購入・換金手数料なし >ニッセイNASDAQ100イ ンデックス・ファンド	ニッセイ	なし 注) 金融商品仲介業者 (IFA) と 契約のお客様は下記「IFA手 数料」が適用されます。	0.2035%	海外株式
10	eMAXISlim全世界株 式(除く日本)	三菱UFJア ット	なし 注) 金融商品仲介業者 (IFA) と 契約のお客様は下記「IFA手 数料」が適用されます。	0.05775%	海外株式